

# 米子市所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務の取扱いに関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第47条第1項の規定に基づく所有者不明土地利用円滑化等推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (指定の申請)

第2条 法第47条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者は、所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) これまでの所有者不明土地及び低未利用土地（土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定する低未利用土地をいう。）の利用の円滑化等に関する活動実績を記載した書面
- (6) 法第48条各号（第5号を除く。）に掲げる業務に関する計画書（業務の方法のほか、人員の配置、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- (7) 役員等調書兼照会承諾書（別記様式第2号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

## (推進法人の指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請書の提出をした者（以下この条において「申請者」という。）が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第47条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

(2) 本市に主たる事務所又は営業所を有していること。

(3) 第8条第1項の規定により推進法人の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(4) 次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。イにおいて同じ。）

イ 暴力団若しくは暴力団員（暴力団の構成員をいう。ウにおいて同じ。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

ウ その役員のうちに暴力団員又はイに該当する者がある者

(5) 推進法人として行おうとする業務の方法が、法第48条各号（第5号を除く。）に掲げる業務として適切なものであること。

(6) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するためには必要な措置を講じていること。

(7) 推進法人の業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年とする。

3 市長は、申請者を推進法人として指定したときは、当該申請者に対し、所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定通知書（別記様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、申請者を推進法人として指定しないこととしたときは、当該申請者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第47条第3項の規定による届出は、名称等変更届出書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、業務変更届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(業務の廃止)

第5条 推進法人は、その業務を廃止したときは、直ちに、業務廃止届出書（別記様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(事業の報告)

第6条 推進法人は、法第48条第1号及び第8号に掲げる業務に関する計画書を、年度ごとに、当該年度の前年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

2 推進法人は、法第48条各号（第5号を除く。）に掲げる業務に関する報告書を、年度ごとに、当該年度の翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第7条 市長は、推進法人が法第48条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第49条第2項の規定により、推進法人に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずるものとする。

(指定の取消し)

第8条 市長は、推進法人が次のいずれかに該当する場合には、当該推進法人に係る法第47条第1項の規定による指定を取り消すものとする。

- (1) 法第49条第2項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 第3条第1項第1号又は第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。
- (3) 不正な手段により推進法人の指定を受けたとき。
- (4) 第5条の規定による届出をしたとき。

2 市長は、前項の規定により推進法人の指定を取り消したときは、指定取消通知書（別記様式第7号）により当該指定の取消しに係る者に通知するとともに、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 当該指定の取消しに係る者の名称又は商号
- (2) 当該指定の取消しに係る者の住所
- (3) 当該指定の取消しに係る者の事務所又は営業所の所在地
- (4) 当該指定の取消しをした年月日（前項第4号に該当することにより当該指定を取り消した場合には、同号の届出があった年月日）

(規定外事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進法人の指定等に関する事務の取扱いに關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記  
様式第1号（第2条関係）

年 月 日

米子市長

様

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者職氏名

### 所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定申請書

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」といいます。）第47条第1項の規定による所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定を受けたいので、米子市所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務の取扱いに関する要綱（令和6年2月1日施行）第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事務所又は営業所の名称	
事務所又は営業所の所在地	
連絡先	電話番号
	ファクシミリ
	電子メールアドレス
	ホームページアドレス
所有者不明土地利用円滑化等推進法人として行おうとする業務 ※該当する項目に✓印を付けてください。なお、5の欄に掲げる業務の実施は、必須とします。	<input type="checkbox"/> 1 地域福利増進事業等を実施し、又は実施しようとする者に対する情報の提供、相談その他の援助（法第48条第1号） <input type="checkbox"/> 2 地域福利増進事業の実施又は地域福利増進事業への参加（法第48条第2号） <input type="checkbox"/> 3 所有者不明土地の所有者に対する情報の提供又は相談その他の当該所有者不明土地の適正な管理を図るために必要な援助（法第48条第3号） <input type="checkbox"/> 4 所有者不明土地の利用の円滑化又は管理の適正化を図るために必要な土地の取得、管理又は譲渡（法第48条第4号）

<input type="checkbox"/> 5 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制を図るために必要な事業又は事務（法第48条第6号）
<input type="checkbox"/> 6 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する調査研究（法第48条第7号）
<input type="checkbox"/> 7 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発（法第48条第8号）
<input type="checkbox"/> 8 その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事業又は事務

(添付書類)

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 これまでの所有者不明土地及び低未利用土地の利用の円滑化等に関する活動実績を記載した書面
- 6 法第48条各号（第5号を除く。）に掲げる業務に関する計画書（業務の方法のほか、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するため講じる措置等を記載したもの）
- 7 役員等調書兼照会承諾書（別記様式第2号）
- 8 1から7までに掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

様式第2号（第2条関係）

役員等調書兼照会承諾書

年 月 日

米子市長

様

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者職氏名

印

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として鳥取県米子警察署に照会することを承諾します。

役職等	氏名	よみがな	生年月日

【注意事項】

- 1 役員等（非常勤を含む役員及び監査役並びに米子市所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 2 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報が、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。
- 3 この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的のためには使用しません。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

様

米子市長

印

所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定通知書

年 月 日付け所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定に  
係る申請につきましては、審査の結果適正でありましたので、下記のとおり、  
貴法人を所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律  
第49号。以下「法」といいます。）第47条第1項の規定による所有者不明土地  
利用円滑化等推進法人として指定します。

記

法人の名称又は商号	
法人の住所	
事務所又は営業所の名称	
事務所又は営業所の所在地	
業務内容	<p><input type="checkbox"/> 1 地域福利増進事業等を実施し、又は実施しようとする者に対する情報の提供、相談その他の援助（法第48条第1号）</p> <p><input type="checkbox"/> 2 地域福利増進事業の実施又は地域福利増進事業への参加（法第48条第2号）</p> <p><input type="checkbox"/> 3 所有者不明土地の所有者に対する情報の提供又は相談その他の当該所有者不明土地の適正な管理を図るために必要な援助（法第48条第3号）</p> <p><input type="checkbox"/> 4 所有者不明土地の利用の円滑化又は管理の適正化を図るために必要な土地の取得、管理又は譲渡（法第48条第4号）</p> <p><input type="checkbox"/> 5 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制を図るために必要な事業又は事務（法第48条第6号）</p> <p><input type="checkbox"/> 6 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する調査研究（法第48条第7号）</p>

	<input type="checkbox"/> 7 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発（法第48条第8号）
	<input type="checkbox"/> 8 その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事業又は事務
指定の期間	年 月 から 年 月 日 まで
指定に当たっての要件その他の事項	

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

米子市長

様

所有者不明土地利用円滑化等推進法人の名称又は商号

代 表 者 職 氏 名

名称等変更届出書

所有者不明土地利用円滑化等推進法人の名称等の変更をしたいので、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第47条第3項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項※	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地 <input type="checkbox"/> その他	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する項目に✓印を付けてください。

様式第5号（第4条関係）

年　月　日

米子市長

様

所有者不明土地利用円滑化等推進法人の名称又は商号

代　表　者　職　氏　名

業務変更届出書

所有者不明土地利用円滑化等推進法人の業務の内容を変更したいので、米子市所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務の取扱いに関する要綱（令和6年2月1日施行）第4条第2項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年　月　日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

米子市長

様

所有者不明土地利用円滑化等推進法人の名称又は商号

代 表 者 氏 名

業務廃止届出書

所有者不明土地利用円滑化等推進法人の業務を廃止したので、米子市所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務の取扱いに関する要綱（令和6年2月1日施行）第5条の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第7号（第8条関係）

年　　月　　日

様

米子市長

印

指定取消通知書

貴法人に係る所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定を取り消したので、  
米子市所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務の取扱いに  
関する要綱（令和6年2月1日施行）第8条第2項の規定により通知します。

指定取消年月日	年　　月　　日
指定取消の理由	